

島本町新体育館等整備基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町のスポーツ活動の拠点である町立体育館は、建設から40年が経過し老朽化が進むとともに、未耐震施設となっている。

また、プールについては、町立プールが平成26年度に廃止されて以来、公営プールがない状態が続いており、学校プールにおいても、老朽化が進むとともに、近年の酷暑により水泳授業を安全に行う環境が不足している。

そして、東大寺公園テニスコートについても、河川敷という立地から、コート面にクラックが発生しやすい状態となっている。

これらの課題を解決するため、町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートを、水無瀬川緑地公園敷地内へ移転整備する方針を決定した。

この要領は、住民ニーズに沿った施設規模や施設内容、概算事業費、整備手法を踏まえた今後の整備スケジュールなど、基本計画を策定するにあたり、確かな実績とノウハウを持つ事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

2 業務の概要

(1) 件名

島本町新体育館等整備基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「島本町新体育館等整備基本計画策定業務仕様書」のとおり

※仕様書は、本町が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提案者の企画提案の内容を制限するものではない。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 提案上限額

8,195,000円（地方消費税及び消費税等を含む。）とする。

なお、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

4 事業者の選定

本業務は、公募型プロポーザル方式により決定する。

5 参加資格

本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は、次のとおりとする。

(1) 令和5・6・7年度の島本町入札参加有資格業者であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。契約

を締結する能力を有しない者とは次の者をいう。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人

ウ 被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）

エ 未成年者で営業の許可を受けていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) 平成26年度から令和5年度までに、国又は地方公共団体が発注する体育館又は屋内プール整備にかかる基本構想又は基本計画策定業務について、元請として履行が完了した実績を有していること。なお、学校施設は対象とならない。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又は島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

(6) 総括責任者は、一級建築士又は技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画）のいずれかの資格を有していること。

6 スケジュール

項目	日程
実施要領及び申請書類の配布開始	令和6年4月12日（金）午前10時
質問書の提出期間	令和6年4月15日（月）～ 令和6年4月19日（金）
質問書回答日	令和6年4月25日（木）までに回答
参加表明書類提出期限	令和6年5月10日（金）午後5時必着
参加資格審査（一次審査）結果通知	令和6年5月17日（金）までに通知
企画提案書等の提出期限	令和6年5月30日（木）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年6月11日（火）予定
選考結果の通知	令和6年6月14日（金）予定
契約締結	令和6年6月21日（金）予定

7 プロポーザルへの参加表明

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式番号	添付書類及び留意事項
①参加表明書	様式1	会社パンフレット
②誓約書	様式2	使用印鑑として町に届けている印を押印すること
③企業実績調書	様式3	契約書等、業務内容を証するものの写し
④配置予定従事者	様式4	・健康保険被保険証等雇用関係が確認できる

調書		ものの写し ・保有資格を証するものの写し ・業務実績を確認できるものの写し
----	--	---

- (2) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時必着
※参加表明後に辞退される場合は、辞退届（任意様式）を企画提案書の提出期限までに提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等に限る）

8 質問書の提出と回答

- (1) 受付期間 令和6年4月15日（月）から令和6年4月19日（金）まで
- (2) 質問方法 質問書（様式5）を作成し、電子メールで送付の後、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「プロポーザル質問書【企業名】」とすること。持参や口頭による質問は受け付けない。
なお、質問がない場合も、その旨を記入し、質問最終日までに電子メールにて送付すること。
- (3) 回答方法 質問への回答は、令和6年4月25日（木）までに、本町ホームページに公表する。

9 参加資格確認通知

参加表明書を提出した事業者に対して、令和6年5月17日（金）までに、参加資格の確認結果を電子メールと郵便にて送付する。

10 一次審査

参加者が5者を超える場合は、企業実績調書、配置予定従事者調書の内容について、「15評価基準」を基に採点を行い、合計点数が高い5者のみについてプレゼンテーションを受け付けるものとする。採点は事務局で行い、プレゼンテーションに参加できない者には、事務局から通知する。参加者が5者以内の場合は、一次審査は実施しない。

11 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式及び留意事項	提出部数
①企画提案申請書	様式6	1部
②業務の実施方針	業務実施にあたっての方針、取組体制実施フロー及び工程表（工程計画）、特に配慮する事項等を記述すること。	正本1部、 副本11部
③企画提案書 【評価テーマ1～4】	以下のテーマについて、仕様書（案）等を確認の上、具体的な提案を記述すること。	正本1部、 副本11部

	【テーマ1】 新体育館のコンセプト 【テーマ2】 住民や利用団体の意見をどのように調査・分析し、施設の規模や必要機能を検討していくか 【テーマ3】 体育館整備事業全体の進め方について官民連携の手法を踏まえながらどのように進めていくか 【テーマ4】 テーマ1～3以外で、本町にとって効果的・効率的な提案	
④業務参考見積書	様式自由	1部

【注意事項】

- ・文字の大きさは10ポイント以上とすること。
 - ・提出の際は、上記②と③の提出書類を上から順に重ねて1部とし、1部ごとにクリアファイルや紙ファイルに綴じて提出すること。
 - ・正本にカラー表示を含む場合は副本においてもカラーにて複写すること。
 - ・②と③のデータを格納したCD-R又はDVD-Rを提出すること。
- (2) 提出期間 令和6年5月30日（木）午後5時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等に限る）

12 事業者プレゼンテーション

プロポーザルの審査に当たり、各事業者からのプレゼンテーションを行う。

- (1) 実施日時 令和6年6月11日（火）予定
- プレゼンテーションの詳細な時間及び場所については、プロポーザル参加事業者が確定後、別途連絡する。
- (2) 参加者
- 人数は3名までとし、契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「主担当者」となる者が必ず出席すること。
- (3) プレゼンテーション
- ・ 1者当たり、説明時間は15分以内、提出書類のみを使用して説明すること。
 - ・ 本町からの質疑は、10分程度とする。
 - ・ プロジェクタ及びスクリーンは、本町が手配する。自社パソコンを使用しない場合は、プレゼンテーション実施2日前までにデータを本町に提出すること。

13 プロポーザルの選定

本町審査会において、「15 評価基準」に基づき審査し、最も評価点の高い者を契約候補者とし、次に評価点が高い者を次点者とする。

評価点が同点であった場合は、審査基準表に示すうち、「提案内容」の評価点が高い者を契約候補者とする事とし、その評価点も同点であった場合には、抽選により契約候補者を決定する。なお、抽選については審査会の会長が代理抽選を行うものとする。

また、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価点が6割以上であれば契約候補者とする。

14 選考結果発表

審査終了後、参加全事業者に、電子メールと郵送にて結果通知する。また、審査結果を本町ホームページに公表する。

15 評価基準

評価項目・配点・評価方法については、別紙「島本町新体育館等整備基本計画策定業務に係るプロポーザル審査基準表」のとおりとする。

16 失格又は無効事由

次に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案上限額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局職員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず、不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。
- (7) 参加要件を欠くことになったもの。

17 その他留意事項

- (1) 選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (2) 本町は郵便、電子メールなどに関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (3) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提案事業者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- (6) プロポーザルに当たり提出された書類及びその内容は、提案事業者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。

- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

18 本業務に係る問合せ・提出先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課 (担当：島本) 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 電話：075-962-6316 (直通) FAX：075-962-0611 メール：syougai@shimamotocho.jp
